

さいたま市建築設計業務等積算基準

新旧対照表

令和6年10月改定

新

旧

備考

<p>さいたま市建築設計業務等積算基準</p> <p>令和6年10月</p>	<p>さいたま市建築設計業務等積算基準</p> <p>令和元年10月</p>	<p>改定年月の変更</p>
<p>目次</p> <p>別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度</p>	<p>目次</p> <p>別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚ごとの複雑度</p>	<p>修正</p>
<p>第1章 積算基準</p> <p>1. 目的</p> <p>この基準は、さいたま市が発注する建築及び設備工事の設計業務等（建築物の設計、工事監理、耐震診断等の業務をいう。以下同じ。）を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p>	<p>第1章 積算基準</p> <p>1. 目的</p> <p>この基準は、さいたま市が発注する建築及び設備工事の設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、<del>建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督</del>の業務をいう。以下同じ。）等を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成31年国土交通省告示第98号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算基準の改定により修正</p>
<p>2. 適用範囲</p> <p>この基準は、さいたま市が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事の設計業務等に適用する。</p>	<p>2. 適用範囲</p> <p>この基準は、さいたま市が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事の設計等の業務及びこれ以外の建築に関する工事の設計、工事監理又は耐震診断に関する業務（以下「設計業務等」という。）に適用する。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算基準の改定により修正</p>
<p>3. 設計業務等委託料</p> <p>3.2 設計業務等委託料を構成する費用の内容</p> <p>(3) 技術料等経費</p> <p>技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。</p> <p>(4) 特別経費</p> <p>特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。</p>	<p>3. 設計業務等委託料</p> <p>3.2 設計業務等委託料を構成する費用の内容</p> <p>(3) 技術料等経費</p> <p>技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる報酬とする。</p> <p>(4) 特別経費</p> <p>特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算基準の改定により修正</p>
<p>3.4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p>	<p>3.4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p>	

新

旧

備考

<p>(1) 直接人件費</p> <p>直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。</p> $\text{（直接人件費）} = \sum \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$ <p>(5) 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、次式により算定する。</p> $\text{（消費税等相当額）} = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$ <p><u>※業務価格のうち、課税対象分とする。</u></p>	<p>(1) 直接人件費</p> <p>直接人件費は、委託に付する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。</p> $\text{（直接人件費）} = \sum \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$ <p>(5) 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、次式により算定する。</p> $\text{（消費税等相当額）} = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$	<p>修正</p> <p>官庁施設の設計業務等積算基準の改定により追記</p>
<p>第2章 設計業務等委託料の算定方法</p> <p>1. 設計業務等委託料の積算に関する事項</p> <p>1. 1 業務人・時間数</p> <p>(4) 複数の棟の<u>設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務</u>を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。</p> <p>(5) やむを得ない事情により<u>設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務</u>を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務等の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。</p>	<p>第2章 設計業務等委託料の算定方法</p> <p>1. 設計業務等委託料の積算に関する事項</p> <p>1. 1 業務人・時間数</p> <p>(4) 複数の棟の<u>設計業務等</u>を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。</p> <p>(5) やむを得ない事情により<u>設計業務等</u>を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務等の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。</p>	<p>修正</p>
<p>1. 2 直接人件費単価</p> <p>直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。</p> <p>なお、第3章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士として2年又は同法第2条第3項に規定する二級建築士として7年の<u>建築に関する業務経験</u>を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。</p>	<p>1. 2 直接人件費単価</p> <p>直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。</p> <p>なお、第3章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の<u>免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている</u>。この場合の直接人件費単価は国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>1. 6 特別経費</p> <p>特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム（以下、「PUBDIS」とい</p>	<p>1. 6 特別経費</p> <p>特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改</p>

新

旧

備考

<p>う。)への業務カルテ登録料等が含まれる。</p>	<p>録料等が含まれる。</p>	<p>訂により修正</p>
<p>2. 契約変更の扱い</p> <p>(3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として「当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率」を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。<u>ただし、PUBDISへの業務カルテ登録料等については、これに乗じないものとする。</u></p>	<p>2. 契約変更の扱い</p> <p>(3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として「当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率」を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により追記</p>
<p>第3章 業務人・時間数の算定方法</p> <p>2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）</p> <p>2. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に<u>用いる</u>。</p>	<p>第3章 業務人・時間数の算定方法</p> <p>2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）</p> <p>2. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に<u>適用する</u>。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p><u>令和6年国土交通省告示第8号</u>（以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて<u>(イ) 又は (ロ) に掲げる算定式により、別表1-1 に掲げる係数を用いて算定する。</u></p> <p><u>(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>未満又は 30,000 m<sup>2</sup>を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>未満又は 30,000 m<sup>2</sup>を超える場合）又は第七号から第十二号</u></p> $A = a \times S^b$ <p><u>A：業務人・時間数</u></p> <p><u>S：床面積の合計 (m<sup>2</sup>)</u></p> <p><u>(ロ) 第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>以上 30,000 m<sup>2</sup>以下の場合）又は第六号（床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>以上 30,000 m<sup>2</sup>以下の場合）</u></p> $A = a \times S + b$ <p><u>A：業務人・時間数</u></p> <p><u>S：床面積の合計 (m<sup>2</sup>)</u></p>	<p>2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p><u>平成31年国土交通省告示第98号</u>（以下「告示98号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて<u>次式により、別表1-1 に掲げる係数を用いて算定する。</u></p> $A = a \times S^b$ <p><u>A：業務人・時間数</u></p> <p><u>S：床面積の合計 (m<sup>2</sup>)</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>

新

旧

備考

<p>(3) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合には、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、<u>該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。</u></p>	<p>(3) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物の<u>い</u> <u>ずれか</u>に該当する場合には、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、<u>最も適切な難易度係数一つを採用する。</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>(4) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる係数(以下、「複合化係数」という。)を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。</u></p>	<p>(4) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>ものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 積算業務</p> <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × <u>0.25</u></p>	<p>2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 積算業務</p> <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × <u>0.2</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)</p> <p>3. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に<u>用いる。</u></p>	<p>3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)</p> <p>3. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に<u>適用する。</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚<u>毎</u>に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。</p> <p>(一般業務に係る業務人・時間数) = Σ(図面1枚<u>毎</u>の業務人・時間数)</p>	<p>3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚<u>ごと</u>に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。</p> <p>(一般業務に係る業務人・時間数) = Σ(図面1枚<u>ごと</u>の業務人・時間数)</p>	<p>修正</p>

新

旧

備考

<p>(2) 一般業務に係る図面1枚毎ごとの業務人・時間数の算定</p> <p>図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。</p> <p>(イ)建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数  <math>(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = 13.567 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})</math></p> <p>(ロ)設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数  <math>(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = 10.233 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})</math></p>	<p>(2) 一般業務に係る図面1枚毎ごとの業務人・時間数の算定</p> <p>図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)ごとの作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚ごとの換算図面枚数については、(3)により算定する。</p> <p>(イ)建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚ごとの業務人・時間数  <math>(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = 12.540 \times (\text{図面1枚ごとの換算図面枚数})</math></p> <p>(ロ)設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚ごとの業務人・時間数  <math>(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = 9.357 \times (\text{図面1枚ごとの換算図面枚数})</math></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>(3) 図面一枚毎の換算図面枚数の算定</p> <p>(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。</p> <p><math>(\text{図面1枚毎の換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度})</math>  <math>\times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})</math></p> <p>(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表2-1により設定することができるものとする。なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表2-1によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。</p> <p>(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面のCADデータ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。</p>	<p>(3) 図面一枚ごとの換算図面枚数の算定</p> <p>(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚ごとの換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚ごとに、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。</p> <p><math>(\text{図面1枚ごとの換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度})</math>  <math>\times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})</math></p> <p>(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」は、別表2-1により設定することができるものとする。</p> <p>(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、<del>書式の電子データ</del>等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、<del>その影響度を、</del>0から1.0の範囲で、実情に応じて図面1枚ごとに設定することができるものとする。</p>	<p>修正</p> <p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により追記</p>

新	旧	備考
<p>3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。</p> <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) <del>×0.21</del></p>	<p>3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。</p> <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = <u>0.8872</u></p> <p><del>×</del> (実施設計に係る業務人・時間数) <u>0.796</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>4. 耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）</p> <p>4. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合は、業務人・時間数を算定する場合に<u>用いる</u>。</p>	<p>4. 耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）</p> <p>4. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の<u>一般業務のうち</u>基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合は、<u>構造に係る</u>業務人・時間数を算定する場合に<u>適用する</u>。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>別表1-2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。<u>また、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。</u></p>	<p>4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>別表1-2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により追記</p>
<p>5. 設計意図伝達業務に関する算定方法</p> <p>5. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に<u>用いる</u>。</p>	<p>5. 設計意図伝達業務に関する算定方法</p> <p>5. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に<u>適用する</u>。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>6 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>6. 1 適用</p> <p>この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に<u>用いる</u>。</p>	<p>6 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>6. 1 適用</p> <p>この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に<u>適用する</u>。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>

新

旧

備考

6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて、(イ) 又は (ロ) に掲げる算定式により、別表 1-1 に掲げる係数を用いて算定する。

(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類 (床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>未満又は 30,000 m<sup>2</sup>を超える場合)、第五号、第六号 (床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>未満又は 30,000 m<sup>2</sup>を超える場合) 又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m<sup>2</sup>)

(ロ) 第四号第2類 (床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>以上 30,000 m<sup>2</sup>以下の場合) 又は第六号 (床面積の合計が 20,000 m<sup>2</sup>以上 30,000 m<sup>2</sup>以下の場合)

$$A = a \times S + b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m<sup>2</sup>)

(ハ) 「対象外業務率」とは、会計法(昭和22年法律第35号)に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ニ) 対象外業務率の考え方は第4章を参照。

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物に該当

6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

~~(イ)~~一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて、次式により、別表 1-1 に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m<sup>2</sup>)

また、「対象外業務率」とは、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第4章を参照

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物~~のイ~~

官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正

修正

官庁施設の設計業

新

旧

備考

<p>する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、<u>該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。</u></p> <p>（3）複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる複合化係数を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。</u></p>	<p><u>すれか</u>に該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、<u>最も適切な難易度係数一つを採用する。</u></p> <p>（3）複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>ものに係る業務人・時間数は、上記（1）及び（2）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</u></p>	<p>務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、<u>次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。</u></p> <p>（業務人・時間数）＝（工事監理業務に係る業務人・時間数）<u>×0.02</u></p> <p>ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6.2（2）に定める難易度係数による補正は行わないものとする。</p>	<p>6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の<u>業務人・時間数は、建築工事分（総合及び構造の合計）については（イ）、設備工事については（ロ）により算定することができるものとする。</u></p> <p><u>（イ）建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数</u></p> <p>（業務人・時間数）＝<u>0.0393</u>×（工事監理業務に係る業務人・時間数）<u>0.8718</u></p> <p><u>（ロ）設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数</u></p> <p><u>（業務人・時間数）＝（工事監理業務に係る業務人・時間数）×0.008</u></p> <p>ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6.2（2）に定める難易度係数による補正は行わないものとする。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>7. 耐震診断業務に関する算定方法</p> <p>7. 1 適用</p> <p>この算定方法は、床面積の合計が別表1-3に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に<u>用いる。</u></p>	<p>7. 耐震診断業務に関する算定方法</p> <p>7. 1 適用</p> <p>この算定方法は、床面積の合計が別表1-3に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に<u>適用する。</u></p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-3に掲げる算定式により算定する。<u>なお、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。</u></p>	<p>7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-3に掲げる算定式により算定する。</p>	<p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により追記</p>

新

旧

備考

<p>第4章 対象外業務率の考え方</p> <p>1. 対象外業務率を設定できる条件</p> <p>1. 2 工事監理業務の対象外業務率</p> <p>対象外業務率は、<b>会計法</b>に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。</p>	<p>第4章 対象外業務率の考え方</p> <p>1. 対象外業務率を設定できる条件</p> <p>1. 2 工事監理業務の対象外業務率</p> <p>対象外業務率は、<b>地方自治法</b>に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。</p>	<p>修正</p>
<p>2. 対象外業務率の設定の考え方</p> <p>2. 1 設計業務の対象外業務率(第3章2. の算定方法による場合)</p> <p>契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目<b>毎</b>に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。</p>	<p>2. 対象外業務率の設定の考え方</p> <p>2. 1 設計業務の対象外業務率(第3章2. の算定方法による場合)</p> <p>契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目<b>ごと</b>に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。</p>	<p>修正</p>
<p>2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第3章6. の算定方法による場合)</p> <p>契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目<b>毎</b>に項目別対象外業務率を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。</p> <p>ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の<b>項目は(1)、標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容の項目は(2)</b>に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。</p>	<p>2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第3章6. の算定方法による場合)</p> <p>契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目<b>ごと</b>に項目別対象外業務率を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。</p> <p>ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、<b>(1)及び(2)</b>に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。</p>	<p>修正</p> <p>官庁施設の設計業務等積算要領の改訂により修正</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1 この運用は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(従前の基準の取り扱い)</p> <p>第2 従前の「さいたま市設計監理委託料算定基準の運用」は廃止する。ただし当該基準の適用日前において「さいたま市設計監理委託料算定基準の運用」の規定により設計業務等委託料を算定し、これに基づき業務を委託した設計業務及び当該基準によることが合理的でな</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1 この運用は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(従前の基準の取り扱い)</p> <p>第2 従前の「さいたま市設計監理委託料算定基準の運用」は廃止する。ただし当該基準の適用日前において「さいたま市設計監理委託料算定基準の運用」の規定により設計業務等委託料を算定し、これに基づき業務を委託した設計業務及び当該基準によることが合理的でな</p>	<p>附則の追加</p>

新

旧

備考

<p>いと認められるその他の設計業務等については、なお従前の例によるものとする。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>	<p>いと認められるその他の設計業務等については、なお従前の例によるものとする。</p>	
---	--	--

別表1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
			設計			工事監理		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第1類	100㎡≦S≦100,000㎡	係数a 27.3837	5.0069	5.2655	4.2470	0.4091	0.5424
			係数b 0.4606	0.5846	0.5323	0.5751	0.7406	0.6827
	第2類	3,200㎡≦S≦100,000㎡	係数a 3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数b 0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	100㎡≦S≦75,000㎡	係数a 28.1322	5.2388	3.5512	8.9383	3.3898	2.4378
			係数b 0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
	第2類	100㎡≦S≦75,000㎡	係数a 40.7832	7.7623	5.9625	11.5599	3.3898	3.1226
			係数b 0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
第三号	第1類	340㎡≦S≦10,000㎡	係数a 2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b 0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	3,500㎡≦S≦49,000㎡	係数a 18.1560	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b 0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	100㎡≦S≦50,000㎡	係数a 2.6180	2.1405	0.2144	4.7279	1.0242	0.4045
			係数b 0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
	第2類	300㎡≦S<20,000㎡	係数a 4.2525	2.7775	0.3436	6.9500	1.4312	0.4045
			係数b 0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
		20,000㎡≦S≦30,000㎡ ※ A=a×S+b	係数a 0.8535	0.1100	0.1095	0.2342	0.0293	0.0521
			係数b 9705.8	3339.0	10446.0	1956.4	710.9	1283.4
	30,000㎡<S≦100,000㎡	係数a 4.7045	3.6050	0.5510	6.3506	1.5737	0.5524	
		係数b 0.8656	0.7293	0.9820	0.7037	0.6710	0.8291	
第五号	第1類	100㎡≦S≦23,000㎡	係数a 5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数b 0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	1,500㎡≦S≦80,000㎡	係数a 16.4740	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数b 0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	100㎡≦S<20,000㎡	係数a 5.8423	1.8168	0.5905	4.1241	0.2574	0.2860
			係数b 0.7571	0.7867	0.8970	0.7033	0.8788	0.8949
		20,000㎡≦S≦30,000㎡ ※ A=a×S+b	係数a 0.7472	0.2100	0.2283	0.1250	0.0383	0.0802
			係数b -4402.1	193.9	-307.0	1866.9	784.5	416.0
		30,000㎡<S≦100,000㎡	係数a 3.5691	1.6013	0.5041	4.3181	0.3271	0.3053
			係数b 0.8271	0.8059	0.9187	0.6956	0.8424	0.8858
第七号	第1類	100㎡≦S≦15,000㎡	係数a 9.8576	3.2695	4.4473	22.6387	1.6641	1.3704
			係数b 0.7620	0.7379	0.7317	0.5313	0.6591	0.7789
第八号	第1類	200㎡≦S≦50,000㎡	係数a 11.7127	3.0002	6.6791	4.1616	1.9885	1.3362
			係数b 0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
	第2類	750㎡≦S≦50,000㎡	係数a 12.3779	4.4667	7.7544	4.1616	2.7429	1.5771
			係数b 0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
第九号	第1類	200㎡≦S≦15,000㎡	係数a 12.0133	4.4768	0.3689	3.3837	0.9558	0.1801
			係数b 0.7109	0.6654	0.9792	0.7671	0.7050	0.9784
	第2類	4,400㎡≦S≦46,000㎡	係数a 1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数b 1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	150㎡≦S≦15,000㎡	係数a 28.4598	3.8566	1.0152	5.1224	0.4701	0.8479
			係数b 0.6397	0.6888	0.9052	0.6980	0.7184	0.7288
	第2類	4,200㎡≦S≦100,000㎡	係数a 10.7030	12.0600	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数b 0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	100㎡≦S≦15,000㎡	係数a 5.3732	1.2819	0.3618	4.6516	0.9945	0.3214
			係数b 0.8067	0.8334	1.0061	0.7088	0.6591	0.8860
第十二号	第1類	150㎡≦S≦10,000㎡	係数a 4.8697	2.8735	1.0305	6.2133	1.5683	0.6125
			係数b 0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294
	第2類	300㎡≦S≦30,000㎡	係数a 5.8402	3.1301	1.0585	6.2133	1.5683	0.6125
			係数b 0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294

別表1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物の用 途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
			設計			工事監理		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第1類	130㎡≦S≦67,000㎡	係数a 14.409	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924
			係数b 0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061
	第2類	3,200㎡≦S≦100,000㎡	係数a 3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数b 0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	100㎡≦S≦100,000㎡	係数a 1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656
			係数b 0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982
	第2類	430㎡≦S≦39,000㎡	係数a 9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281
			係数b 0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631
第三号	第1類	340㎡≦S≦10,000㎡	係数a 2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b 0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	3,500㎡≦S≦49,000㎡	係数a 18.1560	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b 0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	100㎡≦S≦48,000㎡	係数a 1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062
			係数b 0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201
	第2類	390㎡≦S≦100,000㎡	係数a 10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062
			係数b 0.7691	0.7147	0.9166	0.7365	0.6720	0.9201
第五号	第1類	100㎡≦S≦23,000㎡	係数a 5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数b 0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	1,500㎡≦S≦80,000㎡	係数a 16.4740	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数b 0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	190㎡≦S≦93,000㎡	係数a 1.7686	0.3925	0.3359	0.4088	0.0934	0.0915
			係数b 0.9108	0.9631	0.9892	0.9379	0.9762	0.9822
第七号	第1類	100㎡≦S≦35,000㎡	係数a 3.4519	1.0775	1.2988	1.0661	0.1855	0.3565
			係数b 0.8964	0.8682	0.8868	0.8967	0.9223	0.9028
第八号	第1類	1,400㎡≦S≦62,000㎡	係数a 8.8042	6.9841	3.2411	2.1103	1.0055	1.7085
			係数b 0.7796	0.6323	0.7630	0.7806	0.6929	0.6743
	第2類	910㎡≦S≦33,000㎡	係数a 27.977	5.4957	10.760	6.2629	0.6661	2.4718
			係数b 0.6711	0.6848	0.6697	0.6819	0.7519	0.6758
第九号	第1類	790㎡≦S≦9,500㎡	係数a 2.9222	1.0259	0.6062	0.6105	0.1885	0.1538
			係数b 0.8921	0.8371	0.9712	0.9422	0.8822	0.9713
	第2類	4,400㎡≦S≦46,000㎡	係数a 1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数b 1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	260㎡≦S≦13,000㎡	係数a 8.6230	2.6875	1.8553	1.3190	0.1256	0.2241
			係数b 0.7706	0.7150	0.8269	0.8441	0.9073	0.9121
	第2類	4,200㎡≦S≦100,000㎡	係数a 10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数b 0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	140㎡≦S≦17,000㎡	係数a 1.6720	0.3801	0.3274	2.2861	0.1765	0.1260
			係数b 0.9593	0.9814	1.0367	0.7833	0.8899	0.9986
第十二号	第1類	100㎡≦S≦6,400㎡	係数a 6.1008	3.0896	1.2906	7.0433	1.5248	0.5688
			係数b 0.8633	0.7812	0.9222	0.6876	0.6802	0.8831
	第2類	410㎡≦S≦27,000㎡	係数a 6.5589	4.1855	4.6036	7.8034	1.5071	1.5588
			係数b 0.8899	0.7699	0.8037	0.7171	0.7059	0.7773

# 新

別表1-2 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち  
設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m <sup>2</sup> )		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
		構造	
500m <sup>2</sup> ≦ S ≦ 7,500m <sup>2</sup>	係数a	3.4765	
A = a × S <sup>b</sup>	係数b	0.6011	

別表1-3 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m <sup>2</sup> )		耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
500m <sup>2</sup> ≦ S ≦ 7,500m <sup>2</sup>	係数a	21.052	
A = a × S <sup>b</sup>	係数b	0.4179	

別表1-4 複合化係数

複合化係数	総合	構造	設備
設計	1.06	0.91	1.07
工事監理等	1.05	0.89	0.92

# 旧

別表1-2 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち  
設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m <sup>2</sup> )		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
		構造	
500m <sup>2</sup> ≦ S ≦ 7,500m <sup>2</sup>	係数a	3.4765	
A = a × S <sup>b</sup>	係数b	0.6011	

別表1-3 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m <sup>2</sup> )		耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
500m <sup>2</sup> ≦ S ≦ 7,500m <sup>2</sup>	係数a	21.052	
A = a × S <sup>b</sup>	係数b	0.4179	

# 新

別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度

図面の複雑度		複雑度に係る係数		図面の複雑度		複雑度に係る係数	
建築	A 簡易	0.6		設備	A 簡易	0.6	
	B 標準	1.0			B 標準	1.0	
	C 複雑	1.4			C 複雑	1.4	

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成	0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06	
	(6) 概算工事費の検討	0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03	
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	(5) 概算工事費の検討	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03		
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるため質疑応答、説明等	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	

# 旧

別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚ごとの複雑度

図面の複雑度		複雑度に係る係数		図面の複雑度		複雑度に係る係数	
建築	A 簡易	0.6		設備	A 簡易	0.6	
	B 標準	1.0			B 標準	1.0	
	C 複雑	1.4			C 複雑	1.4	

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成	0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07	
	(6) 概算工事費の検討	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	
	(5) 概算工事費の検討	0.03	0.04	0.05	0.03	0.04		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02			
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるため質疑応答、説明等	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06		
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05		

新

別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務内容の項目		業務分野		
			総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(ii) 工事管理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.06	0.08	0.06
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05	
(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08	
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立合い		0.02	0.02	0.02
(6) 関係機関の検査立会い等		0.03	0.03	0.03	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	
	(ii) 最終支払い請求の審査				

旧

別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務内容の項目		業務分野		
			総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.02	0.01	0.02
		(ii) 工事管理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.08	0.08	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.19	0.19	0.20
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.04	0.06
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.15	0.22	0.18	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.07	0.07	0.06	
(6) 工事監理報告書等の提出		0.07	0.05	0.06	
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.07	0.05	0.07
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立合い		0.02	0.02	0.02
(6) 関係機関の検査立会い等		0.04	0.03	0.04	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	

新

別表2-4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目	対象外業務細分率	
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事管理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01	
(6) 工事監理報告書等の提出		—	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立合い		0.02
(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	
	(ii) 最終支払い請求の審査		

旧

別表2-4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目	対象外業務細分率	
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事管理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01	
(6) 工事監理報告書等の提出		—	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立合い		0.02
(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	